

優良工事施工業者表彰制度の取り扱いに関するQ & A

平成23年12月21日

平成23年4月1日以後に完工する工事から取り扱われる，新制度の優良工事施工業者表彰制度の取り扱いについては以下のとおりです。

1 附帯工事の取り扱い

表彰の対象から除外される附帯工事については，以下の基準に該当するものです。

- (1) 本体工事に付随する工事であること。
- (2) 一者見積りによる随意契約による工事であること。
- (3) 本体工事は岡山市発注の工事に限らず，国・他地方公共団体・民間等が発注するものも含むものとする。

2 合併工事の取り扱い

合併工事（契約課で発注する建設工事のうち，1回の入札で2本の契約を結ぶ工事）については，以下の取り扱いとします。

- (1) 土木工事部門については，許容価格により表彰部門を判断します。
- (2) 当初の設計金額が大きい工事を主たる工事とし，主たる工事の点数で表彰の判断をします。
- (3) 主たる工事以外の工事については，付随する工事として表彰の対象工事としません。

3 複数の部門で最も優秀な工事成績評定点を得た場合の取り扱い

- (1) 複数の部門で最も優秀な工事成績評定点を得た場合は，それぞれ表彰するものとします。
- (2) 優遇措置の対象は，表彰の対象となった工種に限ります。
- (3) 土木工事部門の複数の価格帯で表彰対象となった場合の優遇期間等の優遇措置の内容は，1部門で表彰された場合と同様です。

この取り扱いについての問い合わせ先は，次のとおりです。

岡山市財政局監理課	Tel(086)803-1195
	Fax(086)803-1764
	E-mail:kanri@city.okayama.jp